

- ALPS処理水を海水で希釈したうえで海洋に放出するにあたり、周辺海域のモニタリングで、放出水が十分に拡散していないような状況等が確認された場合、設備の運用として「放出停止」を判断する際の指標を、「放出停止判断レベル」として設定しました。
 - ・ 放水口付近（発電所から3km以内 10地点）
実施計画の海洋放出時のトリチウム濃度の運用上限値をもとに **700 ベクレル/㍓** に設定
 - ・ 放水口付近の外側（発電所正面の10km四方内 4地点）
至近3年の、日本全国の原子力発電所の前面海域におけるトリチウム濃度の最大値（20 ベクレル/㍓）をもとに、それを明らかに超過する数値として、20 ベクレル/㍓の1.5倍の **30 ベクレル/㍓** に設定
- また、指標（放出停止判断レベル）の1/2程度を超える値が検出された場合には、速やかに、設備、運転状況や操作手順に問題がないことを確認するとともに、海水を再採取し、結果に応じて頻度を増やしたモニタリングを実施します。
- 指標（放出停止判断レベル等）を設定するモニタリングは、海域の状況を早期に把握するため、検出下限値を上げ迅速に分析を行うこととします。また、総合モニタリング計画に則って実施される各機関の詳細なモニタリングにおいて、通常と異なる状況等が確認された場合も、必要な対応を検討して実施します。
- 放出開始後当面の間は、放水口付近では、迅速に結果を得るモニタリングの頻度を、週1回から毎日に強化します。

<2023年9月28日までにお知らせ済み>

- 放出開始以降、放水口付近（発電所から3km以内 10地点）における迅速に結果を得るモニタリングは毎日実施してきましたが、その分析結果の実績および12月22日に開催された環境省ALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議（第10回）を踏まえ、明日（12月26日）から、放出期間中に重点的にモニタリングを実施する計画に変更いたします（2スライド参照）。なお、放水口付近の外側（発電所正面の10km四方内 4地点）のモニタリング計画に変更はありません。
- 引き続き、意図しない形でALPS処理水の海洋放出を実施することがないよう、最大限の緊張感を持って取り組んでまいります。また、政府のモニタリング計画を踏まえ、ALPS処理水の海洋放出の実施主体として、海域モニタリングに真摯に取り組むと共に、海域の状況を国や関係機関と連携して把握し、わかりやすく、丁寧にお示ししてまいります。

今後の迅速に結果を得る測定のモニタリング計画

	放水口周辺 計4地点※1	その他 6地点
	<div style="border: 2px solid red; width: 60px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>	<div style="border: 2px solid blue; width: 60px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 2px solid black; width: 60px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>
放出期間中および 放出終了日から1週間	迅速：毎日※2 (通常：週1回)	迅速：週2回 (通常：週1回)
放出停止期間中 (放出終了日から 1週間を除く)	迅速：週1回 (通常：週1回)	迅速：月1回 (通常：週1回)

※1 環境省がモニタリングを実施する放水口近傍3地点、当社のモニタリングでの検出実績、海流の向きを考慮して選定しました。

※2 放出期間中に荒天のため連続して2日間欠測し、翌日（3日目）も欠測が予測される場合には、3日目はT-1、T-2の迅速に結果を得る測定を行います。

迅速：放出口からの拡散が想定通り進んでいることを迅速に確認するために、検出限界値10^ベケル/ℓを目標とした分析

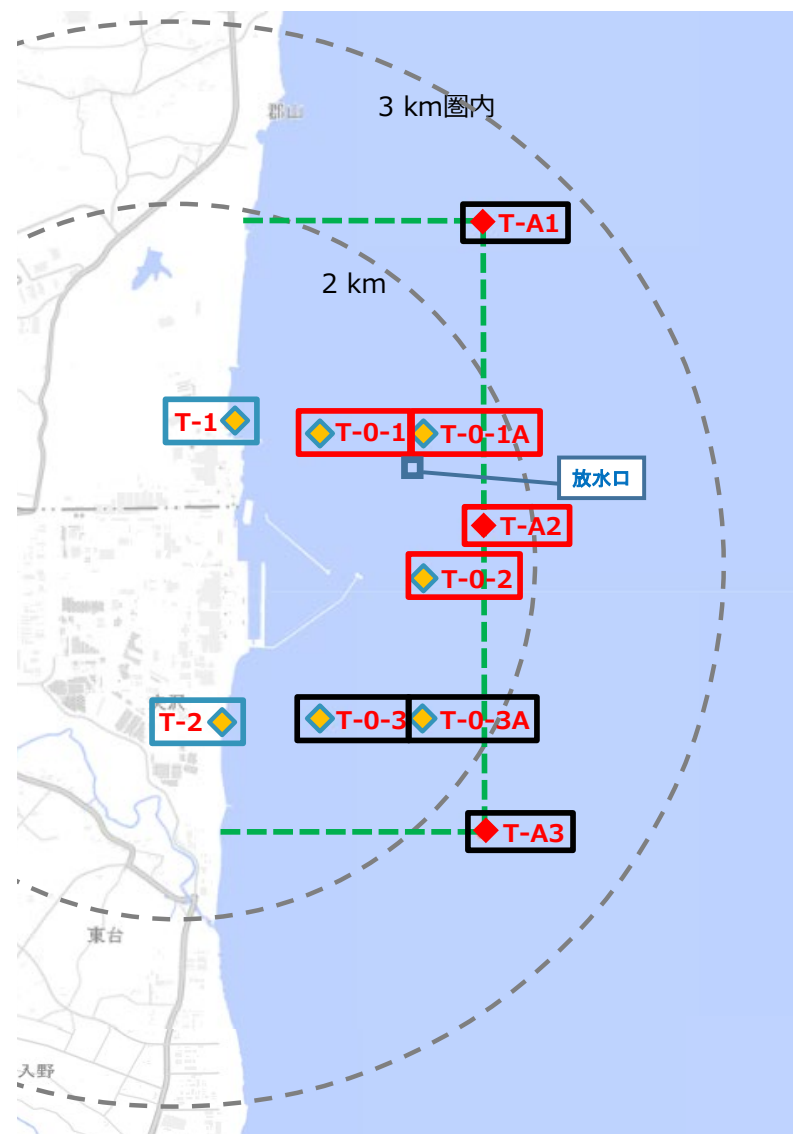
通常：国の総合モニタリング計画に定められた検出限界値0.4^ベケル/ℓ(週1回)、0.1^ベケル/ℓ(月1回)を目標とした分析

注) 迅速に分析結果を得る測定と通常分析を同一試料で実施する場合があります。

○その他6地点の分析において

- ✓ 迅速に結果を得る測定で検出した場合
- ✓ 通常分析で、迅速に結果を得る測定の検出限界値以上の値を検出した場合

については、本計画の見直しを検討します。



（参考）これまでの今後の迅速に結果を得る測定のモニタリング計画

- 海水のトリチウム分析は、図1、2の全地点で検出限界値を0.1～0.4Bq/Lに設定し、概ね週1回実施しています。
- 加えて、図1、2に示す赤枠の地点では検出限界値を10Bq/L程度に上げた迅速に結果を得るモニタリングを設定し、指標「放出停止判断レベル」を超えた場合には、海洋への放出を停止します。
- 特に、図1に示す放水口付近では、迅速に結果を得るモニタリングの頻度を、総合モニタリング計画での各機関の実施頻度等を踏まえ、放出開始後当面の間は、通常の1回/週から毎日に強化します。

今回見直し

図1 試料採取地点 発電所から3km以内（放水口付近）



: 迅速に結果を得るモニタリング対象地点（10地点）
 指標（放出停止判断レベル） 700 Bq/L
 分析頻度：週1回 → 放出開始後当面の間は毎日

変更なし

図2 試料採取地点 発電所正面の10km四方内



: 迅速に結果を得るモニタリング対象地点（4地点）
 指標（放出停止判断レベル） 30 Bq/L
 分析頻度：週1回(T-D5)、月1回（T-S3,T-S4,T-S8）